



商工会なないろ通信

第181号 令和4年9月27日
発行元 滝沢市商工会
TEL684-6123 FAX687-3090

なないろ通信をメールで受け取りませんか？

●変更方法 takizawa@shokokai.com 宛てに事業所名と送付希望先メールアドレスを記載してメールを送信して下さい

滝沢市物価高騰対策支援金のお知らせ

滝沢市では、新型コロナウイルス感染症の影響による原油価格・物価高騰の影響を受けている市内事業者を支援することを目的に、岩手県が実施する「物価高騰対策支援金」の給付を受けた中小企業者及び個人事業者に対して支援金を給付します。詳しくは商工会までお問合せください。

■給付額 1事業者あたり10万円

■対象

- ・市内に事業所を有する中小企業者及び個人事業者であること
- ・岩手県が実施する「物価高騰対策支援金」の「原材料等支援金」または「原材料等支援金と家賃等支援金の両方」のいずれかを令和5年1月31日までに支給決定を受けていること。（家賃等支援金のみ支給の場合は不可）

■申請期限 令和4年9月2日（金）～令和5年2月28日（火）

■提出書類及び添付書類

- ・滝沢市物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書
- ・岩手県が実施する「物価高騰対策支援金」に係る支援決定通知書の写し
- ・通帳の写し（通帳の表紙と表紙の裏面の写し）
- ・法人：履歴事項全部証明書等の写し（発行から3か月以内のもの）
個人事業所：代表者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等のうちいずれかの写し）

■提出先 滝沢市商工会 ※郵送及び窓口で受付をしています

【説明会の実施】

上記支援金の申請に必要な岩手県の物価高騰対策支援金について下記の日程でオンライン説明会を実施します。

- ・令和4年10月18日（火）・19日（水）午前10時～正午
- ・令和4年10月20日（木）・21日（水）午後2時～午後4時

以下のURLから説明会に申込ができます。（申込期限10/14正午まで）

○説明会参加登録フォームURL <https://questant.jp/q/shienr4info>

岩手県の最低賃金が改正されます

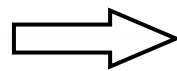
岩手県の最低賃金は令和4年10月20日から854円です。全ての事業主は、雇用する労働者（パート、アルバイト等を含む）に、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

時間額 821円

33円UP

時間額 **854円（変更後）**

発効年月日令和3年10月2日



発効年月日 令和4年10月20日

最低賃金には、岩手県内全ての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」があります。

詳細は、岩手労働局労働基準部 賃金室（TEL019-604-3008）へお問い合わせください。

商工会ではビジネス総合保険・業務災害保険をおすすめしています

滝沢市商工会収益事業検討委員会では、新型コロナウイルス感染症に対応した「ビジネス総合保険」と労務管理のリスクに対応した「業務災害総合保険」を推進しています。特にビジネス総合保険は、新型コロナウイルス感染症によるリスク対策として非常に有用なものとなっています。また、商工会のスケールメリットを活かした団体割引制度をご用意していますのでぜひご活用ください。

■ビジネス総合保険

- ・新型コロナウイルス感染症に伴う休業や各種費用（消毒費用）を補償します
- ・賠償責任保険や休業補償、工事に関する補償などが1つとなっており、手続きを1本化しワンストップで加入できます
- ・商工会会員向けの団体割引制度をご用意しているので保険料も割安です（最大33%割引）

■業務災害保険

- ・通勤途上を含む業務上の事故による役員・従業員等のケガを補償します
- ・労災事故での高額賠償に備える「企業向けの使用者賠償責任補償」があります
- ・商工会会員向けの団体割引制度をご用意しているので保険料も割安です（最大56%割引）

■お問合せ先 滝沢市商工会 担当：齋藤 TEL:019-684-6123